



日台微生物寄託相互協力作業要点草案の公布について

(2015年5月14日 台湾智慧財産局 公告・ニュースに基づく)

2015年5月25日

台湾知的財産局は、「日台特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力における作業要点」(以下、「微生物寄託作業要点の草案」と略称する)の草案を2015年5月14日に公布した。

当該微生物寄託作業要点の草案は、日台双方は特許出願人の負担を減らすため、2014年11月20日付に署名した「日台特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力に関する覚書」(略称「日台特許手続微生物寄託覚書」)に基づいて、作業の順調な流れを確保するように制定した草案です。

当該微生物寄託作業要点の草案によれば、出願人は国際特許出願をする場合の日台での重複寄託の負担を減らせることとなったが、この作業要点が実施される前まで、日本人が台湾で特許出願する場合、依然として台湾でも寄託する必要があり、反対に台湾人が日本で特許出願する場合も、国際寄託機関で寄託する必要があった点について、ご留意下さい。

尚、その日台特許手続微生物寄託覚書(仮訳)は別紙添付されているので、ご参考下さい。

ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください



日台特許手続微生物寄託覚書

(公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力に関する覚書)

2014年11月20日より

1. 11月20日、日本と台湾との特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力に関し、公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間で標記覚書を交わし、以下の合意がなされましたのでお知らせいたします。
2. 日本と台湾とは緊密な経済関係を有するパートナーであり、その基礎となる知的財産分野においても、密接な関係を有しています。本覚書は、これまで日台双方において出願人が行うことが必要であった手続の負担を軽減するものであり、これにより、経済面での日台間の実務交流が一層促進されることが期待されます。

(主要合意事項)

1. 基本的性質

交流協会と亜東関係協会は、日台双方の出願人の相手方区域における特許権の取得に関する手続負担を軽減するため、覚書に規定された内容について、必要な関係当局の同意が得られるように相互に協力する。

2. 規定内容

(1) 上記協力の対象は、特許手続における微生物寄託の相互承認。

(2) 主な内容

出願人が相手側の寄託機関に寄託を行う手続負担を軽減するために、日台双方がそれぞれ指定する微生物寄託機関への寄託を相互に承認すること。